

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年10月までの期間及び50年1月から51年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年10月まで
② 昭和50年1月から51年6月まで

私は、A県B市の店に住み込みで働いていて、20歳になった頃に同市役所で国民年金の加入手続きを行い、毎日店に来ていた金融機関の外交員に納付書とともにお金を渡し、国民年金保険料を納付していた。

当時の同僚である私の夫も同様に保険料を納付しており、夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和48年4月から同年10月までの期間について、申立人の所持する国民年金手帳には48年11月19日発行と記載され、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年11月頃に払い出されたことが国民年金受付処理簿により推認でき、当該手帳発行及び手帳記号番号の払出時点で、当該期間の国民年金保険料は現年度保険料であり、納付書が発行されたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 申立期間②について、当該期間は18か月と比較的短期間で、前後の期間の保険料は納付済みであること、申立人と同様の方法により保険料を納付していたとする当時の同僚であった申立人の夫は、当初、当該期間と同時期である昭和50年4月から同年12月までの期間が未納とされていたが、領収証書を所持していたことから納付済みに記録訂正されており、当該期間当時、申立人と同様の保険料の納付方法であった者の記録管理に不備があったこ

となど、申立内容に不自然さは見当たらない。

3 しかしながら、申立期間①のうち、昭和47年7月から48年3月までの期間について、申立人の国民年金手帳の発行日及び手帳記号番号払出時点において、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料をまとめて納付したことは無いとしており、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和48年4月から同年10月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月20日から同年4月1日まで

A社に勤務していた当時の同僚の厚生年金保険加入記録について、年金記録確認第三者委員会から照会があったことから、自身も、その同僚と同様に、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和50年3月20日にA社B工場からA社に転勤したので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務し（昭和50年3月20日に、同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和50年4月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を24万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間③及び④について、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間③は23万9,000円、申立期間④は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月21日
③ 平成20年8月25日
④ 平成20年12月25日

年金記録問題が話題となったため、年金事務所に自身の厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社から支給された申立期間①から④までの標準賞与額が、実際に支給された賞与額よりも低額となっていることが判明した。

申立期間①から④までに係る賞与明細書を所持しているもので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①から④までの標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれ

それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①及び②について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額はいずれも10万円であることが確認できるところ、申立人が所持する賞与明細書から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額を24万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間③及び④について、オンライン記録から、申立人の標準賞与額はいずれも10万円であることが確認できるところ、申立人が所持している賞与明細書から、申立人に対して申立期間③は24万5,000円、申立期間④は20万円の賞与が支給されていることが確認できるが、控除されている厚生年金保険料額は、当該賞与額に見合う保険料額よりも低額であることが確認できることから、申立人の標準賞与額を当該保険料控除額から、申立期間③は23万9,000円、申立期間④は19万5,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間①から④までに係る賞与について、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行っていない。」と回答している上、年金事務所が保管する申立人の申立期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において、事業主は、申立人の申立期間①から④までの賞与額をそれぞれ10万円として届け出たことが確認できることから、事業主は、実際の賞与額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所(当時)は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①から④までに係る保険料(上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年5月及び14年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年5月
② 平成14年5月から同年8月まで

私の父は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。大学を卒業してからは、自身で保険料を納付するようにしていたが、納付できなかった時は父が納付してくれたと思う。

申立期間①の保険料が未納で、申立期間②が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間の国民年金保険料を自身が納付していない場合には、父親が納付してくれたはずであると主張しているが、申立人は、当該期間中にA市に転居していることから、父親が当該期間の保険料を納付するには申立人から納付書を受け取る必要があるが、申立人は、当該期間の納付書についての記憶が曖昧であり、申立人の父親から、当時の納付状況等を聴取することができないことから、当時の状況が不明である。

また、オンライン記録から、当該期間直後の保険料が平成15年7月30日に過年度納付されたことが確認でき、当該納付時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及び申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、当該期間の加入手続きについての記憶が曖昧である上、オンライン記録から、申立人は、平成14年5月1日から国民年金未適用者として加入勧奨が行われたが、加入手続きがなされなかったため、16年2月24日現在で作成されていた未適用者一覧に記載され、その後

も加入手続きがとられていないことが確認でき、当該期間は未加入期間であり、納付書は発行されず保険料を納付することができない期間である。

3 申立期間①及び②は、いずれも平成9年以降の期間であり、年金記録管理の業務のオンライン化、電算による納付書作成及び領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤りの等の生じる可能性は低くなった頃である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年2月まで

私の夫は、私が勤務していた事業所を退職した昭和49年9月末に、自身が勤務していたA町役場（現在は、B市役所C行政サービスセンター）において、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、同町役場の国民年金担当職員に国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、昭和49年10月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、オンライン記録においても、申立人に手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の夫は、A町役場の会計窓口で国民年金保険料を納付することができないことから、国民年金担当職員に保険料を渡していたと主張しているが、B市役所では、申立期間当時、A町役場の会計窓口で保険料を納付することは可能であったとしている。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無いなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から45年4月までの期間及び58年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から45年4月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで

私は、会社を退職して、結婚のために転居したA町の役場（現在は、B市C区役所）で国民年金の加入手続を行い、当初は隣組の組長を通して、その後は金融機関で国民年金保険料を納付した。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A町に転居（昭和41年12月）した直後、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する二冊の国民年金手帳には、それぞれ昭和45年5月9日及び46年4月1日に発行され、申立期間後の45年5月1日に任意加入により資格取得したことが記載されていること、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、45年5月26日に払い出されたことが確認できること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していたことは無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、当該期間は未加入期間であり、納付書は発行されず国民年金保険料を納付することができない期間である。

申立期間②について、申立人が所持する二冊の国民年金手帳には、昭和45年5月1日に任意加入により資格取得し、当該期間当初の58年4月26日に資格喪失、当該期間直後の61年4月1日に第3号被保険者として資格取得したことが記載されており、A町役場作成の国民年金被保険者名簿の資格得喪記録と整合するなど、当該期間は未加入期間であり、納付書は発行されず保

険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月1日から30年3月31日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、会社名は記憶していないが、A社の下請会社に季節労働者として在籍し、B施設及びC施設の工事現場に勤務していた期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社名は記憶していないが、A社の下請会社に勤務していた。」と申し立てているところ、申立人が記憶する当該下請会社の代表者名がA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時に下請制度は無く、作業員は当社が直接雇用していた。工事現場で採用されたのであれば、日給制の作業員であった可能性が高い。その場合には、雇用保険及び健康保険は日雇の制度に加入していたが、厚生年金保険には加入できなかった。当社が保管する資料では、申立人が在籍していたことが確認できず、申立人の厚生年金保険料の控除等の状況については不明である。」と回答している。

また、申立人は、申立期間において、季節労働者として一緒に施設工事に従事した同僚として3人の氏名を挙げているが、当該同僚のうち2人は既に亡くなっており、もう1人は所在が不明で証言を得ることができないため、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認することができない上、オンライン記録から、いずれの同僚も申立期間において、A社で厚生年金保険に加入していたことは確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立

期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い。

このほか、申立人の申立期間について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 10 日から 33 年 6 月 10 日まで
② 昭和 33 年 7 月 10 日から 36 年 6 月 1 日まで

年金受給の手続のために社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①については、A事業所に事務補助員として勤務し、「65歳からの年金です。」と言われて、年金証書を手渡された記憶がある。

申立期間②については、勤務先はB役場内であったが、C県D部E事業における事務補助員として勤務し、主に日々雇用の人夫の賃金支払を行っていた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間②後に勤務したF省G局（現在は、H省I局）の人事記録の写しであるとする資料を所持しているところ、当該資料には、申立人が申立期間①当時、A事業所に事務補佐員として勤務していたことが記載されている上、C県が保管するC県職員録（昭和32年6月1日現在）には、同事業所の臨時職員として、申立人の氏名（旧姓）が記載されていることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録には、「A事業所」という名称の厚生年金保険適用事業所が確認できない上、その上部機関であるC県D部J課が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①後の昭和33年10月1日であることが確認できる。

また、上記職員録において、申立人と同様に事業所の臨時職員として氏名が記載されている元職員は、「申立期間①当時、事業所では厚生年金保険に加入させてもらっていなかった。」と証言している。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する上記資料には、申立人が申立期間②当時、B役場（現在は、K市役所）においてE事業の事務補佐員として勤務していたことが記載されている上、K市役所は、「申立期間②当時、国の補助金によりE事業を実施していたと思われる。」と回答していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB役場で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録から、B役場が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間②後の昭和36年9月1日であることが確認できる。

また、申立人は、上記E事業について、「勤務先はB役場内であったが、C県D部の事業であった。」としているところ、オンライン記録から、C県D部J課は、昭和33年10月1日から34年6月1日までの期間、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、同課に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い。

さらに、申立人が上記E事業において現場監督をしていたとして氏名を挙げている同僚は、オンライン記録において、申立期間②当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

- 3 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、平成 7 年 3 月 31 日にA事業所を退職したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も引き続き、職員としてA事業所（B部署C部門）に勤務していた。」と申し立てているが、D事業所が保管する申立人の人事記録の勤務記録事項欄には、「平成 6 年 4 月 1 日職員に採用する。任期は 1 日とする。ただし、任命権者が別段の措置をしない限り平成 7 年 3 月 30 日まで任用を日日更新し、以後更新しない。平成 7 年 3 月 30 日限り退職した。」と記載されていることから、申立人は、同事業所を平成 7 年 3 月 30 日に退職したと考えられ、申立人が申立期間も引き続き、同事業所で勤務していたことを確認することができない。

また、D事業所は、「申立人は、申立期間中は勤務していないので、申立てどおりの届出を行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料も給与から控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様に平成 6 年 4 月 1 日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、7 年 3 月 31 日に資格喪失し

ている元職員が申立人のほかに 10 人いることが確認でき、このうちの 1 人は、「当時は日々雇用（職員）で勤務した。職場が変わる年度末に 3 月 31 日分の年金についての手続をし、1 日だけ国民年金に加入して保険料を支払った記憶がある。」と説明している。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 1 日から 53 年 6 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所を事業所として厚生年金保険に加入していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低額であることが分かった。

申立期間当時、標準報酬月額を 20 万円とすることとし、その保険料相当額を当該事業所の事業主としたB氏が営むC事業所に支払っていた。

申立期間当時の資料は無いが、昭和 58 年 7 月から 59 年 4 月までの間のC事業所との取引内容を記載したノートを所持しており、それには社会保険料として支払った金額が記載されている。

申立期間中も同程度の金額を保険料として支払っていたと思うので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、オンライン記録から、A事業所は平成 11 年 5 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の事業主とされた者及び当時の事務担当者も既に亡くなっている上、申立人は、申立期間における取引内容を記載したノート、家計簿及び確定申告書等を所持していないことから、申立てどおりの報酬額及び厚生年金保険料の支払額を確認することができない。

また、申立人は、申立人と同様にA事業所の従業員として厚生年金保険に加入していたとする3人の自営業者の氏名を挙げているところ、オンライン記録から、当該3人の標準報酬月額は申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない上、オンライン記録から、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険

者資格を取得したことが確認できる3人に照会したところ、いずれも、「申立期間当時の標準報酬月額とした金額は、国の記録どおりだったと記憶している。」と証言している。

さらに、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間における標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な処理は見られない。

このほか、申立人の申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。